

上富田町告示第135号

下記要綱を公布する。

令和8年9月17日

上富田町長 奥田 誠



記

1. 上富田町観光プロモーション動画制作業務に係る業者選定要綱

上富田町観光プロモーション動画制作業務に係る業者選定要綱

令和8年9月17日
要綱 第 135号

(趣旨)

第1条 この要綱は、上富田観光プロモーション動画制作業務に係る業者（以下「業者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定方法)

第2条 業者の選定は、公募型プロポーザル方式とし、別に定める「上富田町観光プロモーション動画制作業務委託事業 プロポーザル実施要領」によるものとする。

(設置)

第3条 業者を選定するに当たり、当該事業を計画的かつ効率的に実施することができる業者を選定するため、上富田町観光プロモーション動画制作業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）を設置する。

(組織)

第4条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 振興課の管理職 2名

(2) 上富田町観光協会役員 2名

3 審査委員会の委員長は、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

4 審査委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、提出された提案書等の審査、採点及び最適者の選定について審議するものとする。

2 前項の規定は、審査委員会の合議によるものとする。

3 審査委員会の会議は非公開とする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(業者の決定)

第6条 前条の規定により選定された業者は、町長の決裁をもって決定され、決定された業者に「上富田町観光プロモーション動画制作業務」を発注するもの

とする。

(秘密の保持)

第7条 委員及び関係者は、審査委員会の審議上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2. この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。